

# 東伏見駅周辺地区まちづくり協議会設置要領

## 第1 設置

鉄道立体化後を見据えたまちづくりに関する基本的な計画となる東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画（以下「本計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、東伏見駅周辺地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

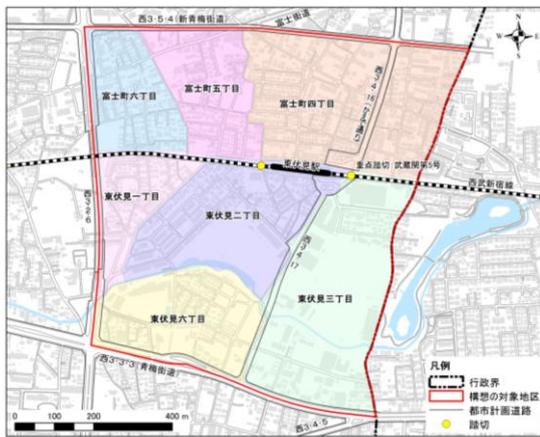
## 第2 所掌事務

本計画の策定に関する事項について検討及び意見交換を行う。

## 第3 組織

協議会の委員は、年齢満18歳以上かつ15人程度とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 東伏見駅周辺の商店会等の推薦を受けた者 10人程度
- (2) 本計画の対象地区内（下図参照）に在住、在勤及び在学する者 5人程度



## 第4 任期

協議会の委員の任期は、本計画の策定までとする。

## 第5 会議

協議会は、まちづくり部交通課長（以下「交通課長」という。）が招集する。

## 第6 意見の聴取

交通課長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## 第7 公開

協議会は、原則として、会議終了後に資料を公開する。

## 第8 謝金

市長は、第3第1号及び第2号に規定する委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

## 第9 庶務

協議会の庶務は、まちづくり部交通課において処理する。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、交通課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月7日から施行し、本計画の公表日にその効力を失う。